

令和 8 年度

集 団 指 導 資 料

～ 各 サービス 共 通 ～

福岡県保健医療介護部介護保険課

令和8年4月1日現在

◎政令指定都市及び中核市の申請及び届出に係る担当部署

市	課 係 名	所 在 地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
北九州市	保健福祉局 地域共生社会推進部 介護保険課	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 北九州市役所	093-582-2771	093-582-5033	ho-kaigo@city.kitakyushu.jp
福岡市	福祉局 高齢社会部 事業者指導課	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所	092-711-4257	092-726-3328	kyotaku@city.fukuoka.jp
久留米市	健康福祉部 介護保険課 育成・支援チーム	〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所	0942-30-9247	0942-36-6845	kaigo@city.kurume.fukuoka.jp

◎福岡県保健福祉（環境）事務所 介護サービス事業者指定・指導担当一覧表（指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を除く。）

事業所の所在地	指定申請・届出					運営指導				
	名 称	課 係 名	所 在 地	電話番号	FAX番号	名 称	課 係 名	所 在 地	電話番号	FAX番号
筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	社会福祉課	〒816-0943 大野城市白木原3丁目5番25号 筑紫総合庁舎	092-513-5626	092-513-5598	福岡県粕屋保健福祉事務所	監査指導課	〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1丁目7番26号	092-939-1593	092-939-1186
古賀市 糟屋郡	福岡県粕屋保健福祉事務所	社会福祉課	〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1丁目7番26号	092-939-1592	092-939-1186					
糸島市	福岡県糸島保健福祉事務所	社会福祉課	〒819-1112 糸島市浦志2丁目3番1号 糸島総合庁舎	092-322-1449	092-322-9252					
中間市 宗像市 福津市 遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所（遠賀分庁舎）	社会福祉課 高齢・障がい福祉係	〒807-0046 遠賀郡水巻町吉田西2丁目17番7号	093-201-4162	093-201-7417	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（直方分庁舎）	監査指導課	〒822-0025 直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	0949-22-5667	0949-23-1029
直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（直方分庁舎）	社会福祉課 高齢・障がい福祉係	〒822-0025 直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	0949-23-3119	0949-23-1029					
田川市 田川郡	福岡県田川保健福祉事務所	社会福祉課	〒825-8577 田川市大字伊田3292番地2 田川総合庁舎	0947-42-9315	0947-44-6112	福岡県田川保健福祉事務所	監査指導課	〒825-8577 田川市大字伊田3292番地2 田川総合庁舎	0947-42-9371	0947-44-6112
行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所	社会福祉課	〒824-0005 行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930-23-2970	0930-23-4880					
小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所（久留米分庁舎）	社会福祉課	〒839-0861 久留米市合川町1642番地の1 久留米総合庁舎	0942-30-1072	0942-37-1973	福岡県南筑後保健福祉環境事務所（八女分庁舎）	監査指導課	〒834-0063 八女市本村25番地 八女総合庁舎	0943-22-8081	0943-23-7044
大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 八女郡 三潴郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所（八女分庁舎）	社会福祉課 高齢・障がい福祉係	〒834-0063 八女市本村25番地 八女総合庁舎	0943-22-6971	0943-23-7044					

注 上記にかかわらず、次の指定申請・届出に係る事務は、福岡県保健医療介護部介護保険課（指定係）が取り扱います。（北九州市、福岡市、久留米市を除く県内全域）

- 特定施設入居者生活介護の「新規指定」及び「増床」の申請（それ以外の届出は、保健福祉（環境）事務所が受領します。）
- 「保険医療機関である病院・診療所（みなし指定事業所）」が行う訪問看護、訪問リハビリテーションの加算、減算等の届出
- 「保険医療機関である病院・診療所又は保険薬局（みなし指定事業所）」が行う居宅療養管理指導の加算、減算等の届出
- 介護医療院の申請・届出（みなし指定事業所の短期入所療養介護、通所リハビリテーションを含む。）

福岡県保健医療介護部（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁）

課 係 名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
介護保険課 指定係（届出関係）	092-643-3322	092-643-3309	kaigo@pref.fukuoka.jp
監査指導第一係（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）	092-643-3251		k-kansa@pref.fukuoka.jp
監査指導第二係（有料老人ホーム）	092-643-3319		k-shidou@pref.fukuoka.jp

令和8年度 集団指導資料 各サービス共通目次

1 届出・報告に関する事項

(1) 変更届・加算届・指定更新の手続等	P1
(2) 介護サービス情報の公表制度について	P14
(3) 介護サービス事業者経営情報の報告について	P18
(4) 介護サービス事故に係る取扱いについて	P20
(5) 消費生活用製品（福祉用具）の重大製品事故に係る公表について	P21

2 運営基準・入所者処遇に関する事項

(1) 高齢者虐待防止・身体拘束廃止について	P22
(2) 感染症対策等について	P44
(3) 口腔ケアについて	P47
(4) 医師・歯科医師・看護師等の免許を有さない者による医療行為について	P48
(5) 介護職員等による喀痰吸引等の実施について	P51
(6) 防災・被災、BCP 及び避難確保計画の報告、作成について	P53
①防災計画の策定・見直し及び被災状況報告について	
②業務継続計画（BCP）の作成について	
③避難確保計画の作成について	
(7) 防犯対策について	P57

3 介護報酬・利用者負担・助成金に関する事項

(1) 利用者負担を軽くする制度	P58
①高額医療合算介護（予防）サービス費	
②社会福祉法人等による利用者負担軽減事業について	
(2) 高額サービス費等に関する制度周知について	P60
(3) 人材確保等支援助成金について	P60
(4) 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について	P61
(5) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び 一体的取組について	P65
(6) 認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について	P114
(7) 生産性向上推進体制加算について	P119
①生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について	
②「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について	

(8) 科学的介護情報システム（LIFE）関連加算について———— P137

①科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

②令和6年度介護報酬改定関連通知の正誤等について（抜粋）

4 人権啓発について

(1) 人権が尊重される社会を目指して———— P157

(2) 福岡県部落差別の解消推進に関する条例概要———— P163

(3) 講師団あっせん事業———— P165

(4) 介護現場におけるハラスメント対策について———— P166

(5) 性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できるための県の取り組み———— P166

5 その他

(1) 介護サービス事業者等の行政処分———— P167

(2) 個人情報の保護について———— P179

(3) 「共生型サービス」の概要について———— P182

(4) 地域の実情にあった総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン———— P183

(5) 交通安全について———— P216

①福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例概要

②安全運転管理者制度

③駐車許可制度

6 お知らせ等

(1) 介護未経験者向け入門研修を実施します———— P225

(2) 特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の実習受け入れについて— P227

(3) 福岡県が行う介護人材確保・定着に係る主な取り組みについて———— P228

(4) 福岡県看護協会による医療安全・感染症対策に係る無料動画の周知について— P242

変更届・加算届・指定更新の手続等について

1 届出書の様式の入手及び提出方法等について

(1) 届出書の様式について

手続に必要な届出書様式及び参考様式等については、福岡県・北九州市・福岡市・久留米市ほか各市町村（保険者）の各ホームページに掲載しています。届出の際は、必ずこれ入手し、内容をご確認の上、提出願います。法改正その他を反映させるため、様式は随時改正が行われます。様式をダウンロードして保存している場合は、随時最新のものに更新してください。また、県・各市町村等のいずれの書式を使用するかについては、事業所の所在する区域および事業種別により定まりますので、事業所の所在する区域を所管する県又は市町村等のホームページに掲載している様式を使用してください。

なお、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護の各事業所において、平成 30 年 4 月からスタートした障害福祉サービスとの共生型事業所をお考えの場合は、様式やスケジュールが異なりますので、県又は政令市等の障害担当部署に確認願います。

【ホームページ掲載場所】

（福岡県庁 ホームページアドレス：www.pref.fukuoka.lg.jp）※特養（老福）・老健・医療院・軽費・養護

福岡県庁ホームページ → 「テーマから探す」の「健康・福祉・子育て」 → 「介護・高齢者福祉」 → 「各種届出・申請（事業者指定・加算・補助金等）【事業者の皆さま向け】」をクリック → “申請・届出手続き等” 欄の「施設サービス事業所に関する申請・届出等【特養、老健、医療院、軽費、養護】」をクリック

（福岡県庁 ホームページアドレス：www.pref.fukuoka.lg.jp）※上記以外のサービス

福岡県庁ホームページ → 「テーマから探す」の「健康・福祉・子育て」 → 「介護・高齢者福祉」 → 「各種届出・申請（事業者指定・加算・補助金等）【事業者の皆さま向け】」をクリック → “申請・届出手続き等” 欄の「居宅サービス事業所に関する新規申請、変更届、廃止・休止・再開届等」をクリック

（北九州市役所 ホームページアドレス：www.city.kitakyushu.lg.jp）

北九州市役所ホームページ → ホームページ中央上の検索欄に「介護保険課」と入力し、検索ボタンをクリック → 「介護保険課 - 北九州市」をクリックし、

- ・居宅サービス事業所の各種申請・届出等については「居宅サービスの指定申請・届出等」
- ・施設サービス事業所の各種申請・届出等については「施設サービスの更新申請・変更届出等」
- ・地域密着型サービス事業所の各種申請・届出等については「地域密着型サービスの申請・届出等」

上記のサービス種別ごとに、該当ページをクリック

（福岡市役所 ホームページアドレス：www.city.fukuoka.lg.jp）

福岡市役所ホームページ → 検索で「高齢・介護」と入力し、検索ボタンをクリック → 「福岡市高齢・介護トップ」をクリック → 「事業者の方へ」をクリック → 「届出・申請手続き」をクリック → 「介護サービス事業等の申請・届出について」をクリック → “2 介護サービス事業、総合事業” 内の (1) 指定 (2) 指定更新 (3) 変更・廃止・休止・再開

(久留米市役所 ホームページアドレス : www.city.kurume.fukuoka.jp)

久留米市役所ホームページ → くらしの情報の「高齢者支援・介護保険」をクリック → 「高齢者支援・介護保険 申請書」をクリック → 介護保険（事業者向け）の各様式をクリック

(2) 届出書の提出方法等について

所管の担当県事務所・市役所等に各 1 部、提出願います。

提出先は、事業所の所在する区域により定められています。表紙の次ページの表に掲げる県事務所・市役所等に提出してください。

なお、介護報酬の請求に関するお問合せは、福岡県国民健康保険団体連合会（092-642-7813）をお願いいたします。

2 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について

(1) 変更届

- ① 指定内容に変更を生じた場合は、変更届出書に「変更届出書等チェック表」記載の必要書類を添付のうえ速やかに届け出てください。
なお、チェック表の写しも、必ず添付して提出してください。
- ② 法人の代表者、役員、事業所の管理者、サービス提供責任者（訪問介護）及び介護支援専門員が異動する場合は、必ず届け出てください。
なお、法人の役員等の変更（退任）の場合は、届出不要ですが、福岡県暴力団排除条例の観点から、役員が新規に就任する場合は、誓約書（暴力団排除）を提出してください。
- ③ 事業所の移転や増改築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているか確認する必要があります。移転や増改築等の前に、必ず所管の担当県事務所・市役所等と協議してください。
- ④ 電話・ファクシミリの番号を変更する場合には、忘れずに届出をしてください。
- ⑤ 事業所の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わる場合には、新規扱いとなります。必ず、事前に所管の県担当事務所・市役所等と協議してください。
- ⑥ 運営規程に定める事項（営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域等）を変更した場合には、原則として変更届を提出してください。
- ⑦ 次のような変更については、変更届出は不要です。
 - 1) 介護報酬改定に伴う利用料金（貸与料金）の変更
 - 2) 運営規程に記載している従業者数の変更
 - 3) 上記②に記載している職種以外の従業者の変更
- ⑧ 介護支援専門員、看護職員、訪問介護事業所の訪問介護員、通所介護事業所等の生活相談員及び機能訓練指導員など資格等を要する職種に異動があった場合には、必ず当該資格証等を確認し、その証書類の写しを保管しておいてください。また、出勤簿や給与台帳、勤務割表等、従業者に関する諸記録も、必ず整備・保管しておいてください。
- ⑨ 上記の変更に伴い、業務管理体制の届出事項に変更が生じる場合（法人名称・法人の本社所在地・代表者の住所・氏名・生年月日・法令遵守責任者等の氏名・生年月日等が変更する場合は、業務管理体制の変更届出が別に必要となりますので、こちらも併せて提出してください。

(2) 廃止・休止・再開届

- ① 廃止又は休止しようとするときは、その 1 か月前までに届出を行い、再開しようとするときは、1 か月前までに必ず所管の担当県事務所・市役所等に連絡してください。
- ② 廃止・休止の場合は、あらかじめ担当介護支援専門員や市町村（保険者）に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。
- ③ 休止は、再延長を含めて最長でも 1 年間とします。1 年以内に再開が見込まれない場合は、休

- 止届でなく、廃止届を提出してください。(休止後1年経過したら、廃止届を提出してください。)
- ④ 再開の際は、新規申請と同等の書類の提出を求め、審査を行います。

3 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（加算届）について

(1) 加算届

「加算届」は、現在の体制を変更しようとする場合に、あらかじめ届け出る必要があります。様式集に従い、下記期限までに必着で提出してください。また、内容等に不備がある場合は、受理できませんので、早めに提出してください。(加算の遡及適用はしませんので、御注意ください。)

- ① 算定開始月の前月15日までに提出する必要がある事業所（予防事業所を含む）
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与
- ② 算定開始月の1日までに提出する必要がある事業所（予防事業所を含む）
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

(2) 体制変更時の留意事項

- ① 体制を変更し、加算を請求する場合、1)「重要事項説明書」を変更して加算の説明を加え、2)変更した後の書式を使用して加算の対象となる全ての利用者と担当介護支援専門員に説明し、同意を得て、3)説明を受けた介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、利用者の同意を踏まえてケアプランの変更を行い、これを当該事業所に交付し、4)事業所は、当該利用者との契約・サービス提供計画書を変更し、当該加算サービスをスタートさせます。
- ② 上記①の手続が正しく完了していなければ、加算の請求ができませんので、十分に留意してください。

4 指定更新事務の概要

- 介護保険制度の改正に伴い事業者規制の見直しの観点から、指定の更新制(6年間)が導入されました。
- 指定・許可を受けた全ての介護保険事業所・施設（以下「事業所等」という。）は、当該指定日又は指定更新日から6年を経過する日が「更新期限」となり、その翌日が「更新予定日」となります。
(例)

指 定 日 (新規事業所等) 指 定 更 新 日	更 新 期 限 (有効期限満了日)	更 新 予 定 日 (有効期限満了日の翌日)
令和8年8月1日	令和14年7月31日	令和14年8月1日

(1) 指定更新申請・審査

指定更新時期を迎える事業所等に対しては、所管する県・市は指定更新申請の案内を行います。

指定更新申請書の受理後、所管の県・市は、指定要件の審査を行います。審査に当たっては、新規指定の申請に係る審査と同様の書類等の審査を行うほか、必要により現地において事業の運営状況等の審査を行います。(根拠法令：介護保険法第70条の2、第70条ほか)

- ① 人員基準：雇用及び勤務形態、加算に伴う人員、資格や研修修了の有無等の確認を行います。
- ② 設備基準：現時点の図面等による施設の利用状況及び施設の保有関係等の確認を行います。
- ③ 運営基準：必要に応じて契約書、記録等の確認を行います。

なお、休止中の事業所等や指定要件を満たさない事業所等には更新を認めません。

指定更新申請に当たっては、所管の県・市は手数料を徴収します。この手数料は審査のための手数料ですので、更新できない場合も返還しません。

5 介護サービス事業からの暴力団の排除について

暴力団が県民生活に多大な影響を与えている本県の現状に鑑み、暴力団による県民の社会経済活動への介入を阻止するため、これまでも介護サービス事業から暴力団を排除する取組を行ってきたところですが、平成25年度からは県・各市の条例において、介護サービス事業からの暴力団排除の規定が定められました（1(3)参照）。

これにより、事業所の指定申請・役員等変更届出のときに提出する「誓約書」も改正されました。県・各市の条例に基づく暴力団排除の詳細は、各条例の規定をご参照ください。

6 指定基準に関する条例の制定・施行について

介護保険法第70条第2項等の規定により、居宅サービス事業の指定等については、条例で基準を定めることとされており、平成25年4月1日から福岡県・北九州市・福岡市・久留米市の条例等が施行されています。各条例においては、厚生労働省令で定められた内容に加え、次のような事項について独自の基準が定められていますので、今後の事業の運営に当たって遵守されるとともに、新規の事業所の開設に際しても留意されるようお願いいたします。

県・市	条例で独自基準を定めた事項（居宅サービス事業）
福岡県	暴力団関係者の排除・記録の整備・非常災害対策
北九州市	非常災害対策・地域との連携等・サービス記録の整備・暴力団員等の排除
福岡市	暴力団の排除・多床室におけるプライバシーの配慮・汚物処理室の設置(特定施設等)・手すりの設置・サービス提供開始時等における利用申込者の同意・サービス提供記録の利用者への提供(特定施設等)・サービスの取扱方針(やむを得ず身体拘束を行う場合の要件・手続)・従業員の研修機会の確保・非常災害対策・衛生管理等・事業所への重要事項の掲示・事故発生の防止・事故発生時の対応・サービス提供記録等の保存期限等
久留米市	暴力団の排除・人権の尊重・非常災害対策・サービス提供記録の保存期間